

○議長（小林哲雄）

日程第３ 議案第３５号 開成町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題といたします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由。国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、特定世帯等に係る国民健康保険税の軽減特例措置を延長すること等のため、開成町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（小林哲雄）

細部説明を担当課長に求めます。

保険健康課長。

○保険健康課長（田辺弘子）

それでは、議案を朗読させていただきます。

議案第３５号 開成町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することについて。

開成町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第９６条第１項の規定により議会の議決を求める。

平成２５年５月２４日提出、開成町長、府川裕一。

１ページをおめくりください。

開成町条例第 号。

開成町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

開成町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

それでは、説明をさせていただきます。

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が平成２５年２月２２日、公布され、平成２５年４月１日から施行することになりました。改正の趣旨としては、平成２５年度税制改正の大綱が平成２５年１月２９日、閣議決定され、国民健康保険の被保険者であった者が国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行する場合について、国民健康保険税の軽減判定所得の算定の特例を恒久化する等の措置を講ずることとされたことに伴い、国民健康保険税についても同様の措置を講ずるため国民健康保険法施行令の一部が改正されました。

改正の内容としては二つです。一つ目は、国民健康保険から後期高齢者医療に移行した者と同一の世帯に属する国民健康保険の被保険者の属する世帯の国民健康保険の保険税について、既に講じられている当該移行後５年目までの間の世帯別平等割額の２分の１の軽減措置に加え、当該移行後５年目から８年目までの間において、

世帯別平等割額の4分の1の軽減措置を講ずることとしたことです。これは、国保から後期高齢者医療の移行により単身世帯である特定世帯となる国保世帯について、当該移行後5年間、世帯別平等割額を半分とする措置が講じられていますが、これに加えて当該移行後5年から8年までの間、世帯別平等割額を4分の1の軽減とするため、実際の額としては4分の3という特例を新たに設けています。

二つ目といたしましては、国民健康保険の保険税の減免措置による基準額等について、国民健康保険から後期高齢者医療に移行後5年目までの間に限り当該移行した者を含めて算定することとしている措置を、期限を区切らない恒久措置としたことです。これは、低所得者であることにより国保保険税の軽減を受けている国保世帯が従前と同様の軽減措置を受けることができるようにするため、国保から後期高齢者医療への移行により国保の被保険者でなくなった者である特定同一世帯所属者を含めて軽減対象基準を算定する措置が移行後5年目までの間に限り講じられていたものを恒久措置とするものです。

改正点は以上の二つですけれども、どちらも後期高齢者医療制度の施行に伴い創設されたものです。年齢が75歳に到達すると被用者保険から後期高齢者医療制度に移行することとなります。そのため被扶養者は国民健康保険に加入する形となり、こうした方の保険税を軽減するための条例の減免になります。国は、平成25年度、税制改正の大綱の中で25年度以降も軽減を継続する方向性を示したために、今回、開成町国民健康保険税条例を一部改正するものです。

なお、開成町の国民健康保険税条例の税率は、平成24年12月会議の可決後、平成25年4月より新税率となっておりますけれども、今回は新税率の一部を改正するものでございます。

それでは、議案に戻りまして、1ページの条例の改正前と改正後をご覧ください。

第5条、改正の内容でございますけれども、第5条の国民健康保険の被保険者による税率の改正となります。第1号は所得割、第2号については資産割、第3号につきましては均等割額の規定になりますので、現行のままですので省略させていただきます。なお、第8条も同様になります。

次に、第4号です。これは世帯別平等割の規定となります。アの「の属する月以後5年を経過する月までの間に限り、同日」を削り、「属する世帯」の下に「であって同日の属する月（以下「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの」を加えます。また、「本号イ、第8条及び第24条において同じ。）」の下に「及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。本号ウ、第8条及び第24条において同じ。）」を加えます。

アは、今まで5年間の軽減措置となっていた特定世帯以外の規定としていましたけれども、今回、ウの特定継続世帯が追加されたことで、イの特定世帯及びウの特定継続世帯以外の世帯について規定するものです。特定世帯及び特定継続世帯以外

の世帯について、2万6,700円とするものです。

次のページをお開きください。2ページ目になります。

イは特定世帯の金額となり、1万3,350円は現行のままですので省略させていただきます。

次に、ウになります。これは特定継続世帯の方の金額で、特定世帯の5年を経過し8年を経過するまでの方の世帯で、2万6,700円の4分の3を乗じて得た額となります。これは、世帯別平等割を今までの2分の1軽減から4分の1軽減とするために実際の額としては4分の3の金額となりまして、2万25円というふうになります。

続いて、第8条でございますけれども、こちらは後期高齢者支援金等の課税額によります税率です。第1号から第3号までは現行のままですので省略いたします。第4号、世帯別平等割額の規定でございますけれども、第5条と同様にアは現行の特定世帯以外の規定に特定継続世帯以外を追加し、特定世帯及び特定継続世帯以外の規定に改正をいたします。金額は5,600円で現行のままでございます。イの特定世帯は現行どおりでございます。ウは特定継続世帯となりまして、5,600円の4分の3を乗じて得た額で4,200円となります。

続いて、第24条になります。こちらは、保険税の減額について規定している部分でございます。平成24年12月会議におきまして、軽減率を7割、5割、2割軽減に改正をさせていただいております。アからカまでは、それぞれ減額する額を規定しております。第1号の規定につきましては、7割軽減の適用の要件を規定するものでございます。この世帯に属します被保険者の前年の総所得金額が33万円以下の世帯に適用することにつきまして、定めている規定でございます。

3ページに行きまして、アは均等割額の規定で現行のままですので省略をいたします。イは平等割額の規定となります。（ア）になりますけれども、こちらは特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯についての7割軽減の適用となります。特定継続世帯以外を追加するものでございます。医療分の被保険者1人当たりの金額で、2万6,700円に0.7を乗じた額の1万8,690円となります。その次の（イ）につきましては、特定世帯についての規定で現行のままですので省略をさせていただきます。その次、（ウ）となります。こちらは特定継続世帯に関する規定で、2万25円に0.7を乗じた額で1万4,018円を新設するものでございます。

次にウとなりますが、こちらは後期高齢者支援金等の被保険者1人当たりに対する均等割額となり、現行のままですので省略をいたします。

その次のエになります。こちらは、後期高齢者支援金等の平等割額です。（ア）につきましては特定世帯と特定世帯以外の世帯についての規定でございまして、5,600円に0.7を乗じた額の3,920円となります。（イ）は特定世帯につきましての金額で、現行のままです。次の（ウ）につきましては特定継続世帯に関する規定で、4,200円に0.7を乗じた額で2,940円となり、新設をするものです。

オとカにつきましては介護納付金で、現行どおりのため省略をさせていただきます。

続きまして、第2号でございます。こちらは、5割軽減の適用の要件を規定しております。この世帯に属します被保険者の前年の総所得金額から33万円と世帯主を除きます被保険者数に24万5,000円を乗じた額の合計額以下の世帯に適用する5割軽減について、定めてございます。24条のアからカにつきまして減額割合が5割に変わるものですが、7割軽減と同様の組み立てになっておりますので省かせていただきまして、イの（ア）になりますけれども、こちらは特定継続世帯以外を追加いたしまして、（ウ）は特定継続世帯を新設をいたしまして、金額は2万25円に0.5を乗じて得た額ということで1万13円となります。

続いて、4ページになります。

次のウは省略をさせていただいて、エになりますけれども、こちらは後期高齢者支援金等平等割額でございます。（ア）に特定世帯以外の世帯を追加いたしまして5,600円に0.5を乗じた額の2,800円、次の（ウ）は特定継続世帯に関する規定で4,200円に0.5を乗じた額で2,100円となり、新設をするものでございます。

続いて、第3号になりますけれども、こちらは2割軽減の規定になっております。24年の12月会議におきまして2割軽減を新設させていただきました。この世帯に属します被保険者の前年の総所得金額から33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき35万円を乗じた額の合計額以下の世帯に適用する2割軽減につきまして、定めている規定でございます。被保険者及び特定同一世帯所属者から当該納税義務者を除くものでございます。アにつきましては、2割軽減の適用となりました医療分の被保険者1人当たりの均等割額でございます。現行どおりでございます。

次のイにつきましては平等割額となり、（ア）は特定継続世帯以外を追加します。

（ウ）につきましては、特定継続世帯を追加いたしまして、均等割額の減額の額を2万25円に0.2を乗じた額で4,005円となります。

続いて、ウは後期高齢者支援金の均等割で、現行どおりで省略させていただきます。

エは後期高齢者支援金の平等割といたしまして、（ア）は特定継続世帯以外を追加いたしまして、金額は5,600円に0.2を乗じた額の1,120円で現行のままでございます。（ウ）につきましては、特定継続世帯を追加いたしまして、均等割額の減額の額を4,200円に0.2を乗じた金額840円となります。

オとカは現行どおりですので、省略をさせていただきます。

次に、5ページ、附則となります。

第1項、この条例は公布の日から施行する。第2項、改正後の開成町国民健康保険税条例の規定は平成25年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成24年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるということで

す。

説明については以上でございます。

○議長（小林哲雄）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑をどうぞ。ございませんか。

高橋久志君。

○2番（高橋久志）

2番議員、高橋久志です。

今回の特定世帯等にかかわる国民健康保険税の軽減特例措置の延長等があるわけですが、私が心配するのは、20年3月までは妻が国保、夫が国保、それで国保の世帯割になっていたわけです。後期高齢者医療制度が入りまして、現行制度では妻が国保、均等割、それから夫は後期高齢者医療制度と。これは特定の関係にかかわるものですが、そうした場合、国保の世帯割が軽減措置として2分の1。今回提案されているのは、国の社会保障と税の一体改革の関係を踏まえて、国の負担軽減策を現行の2分の1から4分の1に削減すると、こういう中身だと私は理解しているのですが、これは社会保障と税の一体改革、税制改正を受けた措置だと、このように理解しているのかどうか、まず伺いたします。

それから、2点目は、これに伴いまして、特定世帯の実態を踏まえて、国からの負担軽減策が2分の1から4分の1になることによって加入者における負担増が生まれてくると、このように理解しているのかどうか、どのぐらいの金額が負担増として今の現状から生まれてくるのか、もしわかったら教えていただきたい。

○議長（小林哲雄）

保険健康課長。

○保険健康課長（田辺弘子）

お答えします。

まず、1点目の税と社会保障の関係に関連しているかどうかというところのご質問ですが、平成25年度の税制改正の大綱ということがもとにありまして、その中でいろいろ閣議決定されたものを受けての今回の改正ということで理解をしているところでございますので、それと関連性というものはあるというふうに認識をしております。

2点目の特定継続世帯ということで2分の1から4分の1になったことでの、それ以外の方の負担増の質問でございますけれども、一応、想定といたしましては、こちらの影響額といたしましては300世帯ほど考えております。金額といたしましては、200万円程度ということで影響額としては見ております。その中で軽減という部分につきましては保険基盤安定の補助金の該当になりますので、市町村の持ち出しといたしましては4分の1の持ち出しということになりますので、大体、金額といたしましては50万円ほどの影響額があるのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（小林哲雄）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（草柳嘉孝）

今、課長が申したとおりでございますけれども、今回についての改正は2点あったわけでありましてけれども、間接的には平成20年に医療制度改革、後期高齢者の医療制度ができましたので、それに関連した改正であるということなわけですけれども、根本的なものは、では世帯割を減らしましょうよとか、そういったところが5年で終わってしまうというところで制度設計していたのです。ですから、まず、そこは5年でなくて、例えば、一つ、世帯割に関する配慮というのがあります。さっき説明したとおり、国保で2世帯で、例えば、1人が後期高齢者に異動してしまった場合、もう一人が国保に残って、そういった形を特定世帯と言うわけでありましてけれども、こういったものについては世帯割を半分にする措置というのがあったわけでございます。それが、だから5年だったところを、それだとやはりいろいろ問題があるということで、さらに、それを3年間延長するというのがこの条例改正であります。ただ、その3年間は、2分の1を減額するという話ではなくて4分の1を3年間、もう少し減額して皆さんのご負担を減らしましょうよというのが主な趣旨でございます。

もう1点は、保険税の軽減、5割軽減とか8割軽減とか、そんなところの制度が、つまり5年たつと特定同一世帯という合計数で計算できなくなってしまうという取り決めがあったわけですが、それを恒久化、やはり、そこも国保の加入者の方に対して非常に困ってしまうことになるので、その計算方法を恒久化、永久化しましょうよというのが、もう一つの改正ポイントです。ですから、今回によって非常に負担になるというより、むしろ今回の改正によって国保の保険者に対しては、より、少し軽減策が加わったということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（小林哲雄）

高橋久志君。

○2番（高橋久志）

2番、高橋ですが、保険加入者には負担軽減策になったと、こういう意味合いの部長からお話ございましたけれども、先ほど課長からお話があったように、影響を受けるのは300世帯で200万。要するに、これは加入者の関係が負担増になるというふうに私は受けとめているのですけれども、そういう形にならないということなのでしょうか。

あと、やはり、今回、3年間延長すると。軽減割合、現行の2分の1から4分の1。ホームページで平成25年度の税制改正の厚生労働省の関係を見ましたけれども、5年経過しても、なお特定世帯である国保世帯が約50万世帯残っていると。日本国でですね。これらを踏まえて、しかし、2分の1の負担軽減はできないけれ

ども4分の1にしたと。要するに、税制改正で国の負担を減らすという関係で、こういった実情を踏まえて3年間に限定すると、こういうふうに受けとめられるわけです。あくまでも、これは3年間という限定。もう一つは恒久化の話がありましたけれども、3年以降どうするかというのは今後の課題だと、このように受けとめていいのかどうか。恒久化にはならないということだと思えるのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（小林哲雄）

保険健康課長。

○保険健康課長（田辺弘子）

まず、1点目の200万のうち4分の1、市町村が負担するという部分につきましては、4分の1は一般会計の法定分の保険基盤安定の市町村の負担ということになりますので、200万のうち4分の1で50万ですけれども、50万は一般会計から法定分の繰り入れということで国保の特会の中に入れていくという形ですので、被用者の方々に負担していただくというものではございません。

もう1点の部分につきましては、保険税の世帯割の部分については、何度もあれですけれども、2分の1から4分の1に延長するというのを3年間。ですので、20年から後期高齢が始まってということでトータルで8年間というふうになっておりますけれども、もう一方の保険税の軽減制度による特例の恒久化ということで、それぞれ7割、5割、2割ということで、特定同一世帯というような文言が基準額を算定するときにつけ加えられておりますけれども、その部分については恒久化ということになりますので、その分も加味して基準額を設定しているということで、こちらについては、あくまでも恒久化ということで国は今、示しておりますので、その考え方は今の時点では恒久化というふうに捉えております。4分の1のほうについては、3年間延長ということでは言われていますので、そこは期限が現段階では区切られているという考え方になります。

○議長（小林哲雄）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（草柳嘉孝）

国保の計算方法は大変複雑でややこしいのですけれども、まず、今まで5年間、世帯割について2分の1補助というか安くなっていた方、本当なら、ここで、もう5年たてば終わりになっていたわけですが、5年たってしまった方が、ここで終わりではなくて、さらに3年間延長しましょうよと。ただ、その3年間の方は、申しわけないけれども、減額率は2分の1ではなくて4分の1で、すみませんけれども、お願いしますということになるわけです。ですから、今回の改正については、全く新規の方が該当してくれば、都合、5年間ではなくて8年間いけるという形になります。

もう1点の恒久化の点でございますけれども、これは保険税の軽減、7割、5割、2割とか、そういうところの修正のところなのですけれども、現行の制度のそうい

った計算をかけるときに、所得の判定で、では、なるかならないかなのですけれども、３５万プラス世帯に属する被保険者プラス特定同一世帯所属者、それらの合計プラス３３万円以下の判定でやっていたわけなのです。その特定同一世帯所属者の合計を入れるか入れないかというところなののですけれども、その部分を恒久化して、５年間で終わりだったところを、そこを入れることにしたわけです。ですから、今まで後期高齢者に国保から異動してしまった場合は、その方は国保ではないわけですから、減額を図るときに、その人を入れておくと有利になるわけのですけれども、やはり、そこを恒久化、５年間で終わりではなくて、そこはもう恒久化にしていこうよと。ちょっと制度は複雑ですけれども、減額基準を判定する場合、後期高齢者に国保から行ってしまった人も国保の世帯にいたこととして計算して有利にしましょうよというところですから、納税者にとっては非常に今回も有利な形で条例の改正ということで理解をしております。

以上です。

○議長（小林哲雄）

ほかにございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（小林哲雄）

お諮りします。質疑を打ち切り、討論を省略して採決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者多数）

○議長（小林哲雄）

ご異議なしと認め、採決いたします。

議案第３５号 開成町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（小林哲雄）

起立全員によって可決いたしました。